

令和5年度版 能美市定住促進補助金制度



この補助金は、**45歳未満**の定住を目的に、
市内で新しく住宅を取得(新築・購入・増改築※)した方を対象とした補助金です

※増改築は床面積75㎡以上の工事が対象

基礎額	加算額					
	転入者	同居	近居	居住促進地区	市内業者利用	市内在勤者
一律 10万円	(市外から) 20万円	(親世代) 20万円	(三世代) 20万円	(中山間地区) 50万円	(設計・購入) 15万円	60万円
	(県外から) 40万円	(三世代) 30万円			(建築) 15万円	

申請の対象要件 以下の①②③を全て満たす方

- ①対象住宅のある住所に住民票を移した時点で**45歳未満**である
- ②住宅の所有権を有している(持ち分比率は不問)
- ③**令和5年4月1日から令和6年3月31日**までに住宅の保存登記を完了している

※保存登記完了日が、R5.3.31までの場合は**令和4年度の制度**が適用となります

保存登記完了日は、当該補助金の交付に係る住宅の
「所有権保存登記」または「所有権移転登記」がなされた日

【県外・市外からの転入者】 以下の①、②いずれも満たす方

- ①**世帯の1/2以上**が、下記のア)イ)いずれも該当する
 - ア)能美市に転入して**2年未満**の方
 - イ)能美市への転入日以前に能美市以外の市区町村の住民基本台帳に
3年以上継続して登録されていた方

②県外・市外からの転入者が**住宅の所有権を有している**

【市内在勤者の条件】 以下の①、②いずれも満たす方

- ①【転入者】の条件を満たす申請者で、かつ世帯の主たる生計者である
- ②**R5.4.1以降**に市内事業所に**正規職員※1**として**新規採用**されている
 - ※1 直接雇用、無期雇用及びフルタイム勤務を満たす者
 - ※2 住民票の、取得住宅への転入日を起算とする

【三世代同居・親世代同居】

別居していた三世代※1または二世代※2が**同一の住宅に新たに居住する**

- ※1 申請者とその子及び申請者の父母
子は三世代同居を始めた日が属する年度の4月1日時点で満18歳未満である者
- ※2 申請者とその父母

【三世代近居】

おおむね2km以上離れて別居していた三世代※が**おおむね50m以内**の距離で別々の住宅に居住する

- ※ 申請者とその子及び申請者の父母
子は三世代同居を始めた日が属する年度の4月1日時点で満18歳未満である者

【中山間地区対象エリア】

和佐谷、岩本、灯台笹、大口、長滝、筋生、和気、寺畠、館、金剛寺、坪野、鍋谷、仏大寺



⚠️【注意事項】

住宅の保存登記が完了した日、または、住民票を移した日から
3か月以内に必要な書類を全て揃えて提出してください

2023年度(令和5年度)の制度は2024年3月末で終了となります
(制度の内容は、年度ごとに見直しされます)

お問い合わせ 企画振興部企画地域振興課
TEL 0761-58-2212 FAX 0761-58-2291